

高松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月16日

高松市議会議長 佐藤好邦

高松市議会規程第1号

高松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年高松市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導

又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 事態の概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 事態の原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とす

る。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報保護管理者等）

第8条 保有個人情報の正確性の確保及び安全管理を図るため、個人情報ファイルを利用する事務を所掌する課及びこれに相当する組織（以下「主管課」という。）に個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、主管課の長（以下「主管課長」という。）の職にある者をもって充てる。

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報の正確性の確保及び安全管理を行うため、条例第8条及び第9条第1項に定める事項について、所属職員を指揮監督する。

4 個人情報保護管理者の職務を補助させるため、主管課に個人情報保護担当者を置く。

5 個人情報保護担当者は、課長補佐（課長補佐を複数置く主管課にあって

は個人情報保護管理者が指名する課長補佐、課長補佐を置かない主管課にあっては庶務担当の係長)の職にある者をもって充てる。

(目的外利用の記録等)

第9条 条例第12条第1項に規定する場合において、又は同条第2項の規定により、議会内部において、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしようとするとき(既に目的外利用をしている場合において目的外利用の内容の変更をしようとするときを含む。)は、当該保有個人情報を利用しようとする課及びこれに相当する組織(以下「利用課」という。)の長(以下「利用課長」という。)は、保有個人情報目的外利用申請書(様式第1号)を主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項に規定する目的外利用の申請についてその可否を決定したときは、保有個人情報目的外利用可否決定通知書(様式第2号)により利用課長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた利用課長は、その目的外利用をしたときは、次に掲げる事項を保有個人情報目的外利用記録票(様式第3号)に記録しなければならない。

- (1) 利用課の名称
- (2) 利用課の事務に係る個人情報ファイル簿の登録番号
- (3) 利用課における個人情報の利用目的
- (4) 主管課の名称
- (5) 主管課の事務に係る個人情報ファイル簿の登録番号
- (6) 主管課の個人情報ファイルの名称
- (7) 目的外利用をした保有個人情報の内容
- (8) 目的外利用をした根拠
- (9) 目的外利用の開始年月日
- (10) 目的外利用の終了年月日

(外部提供の記録)

第10条 議長は、条例第12条第1項に規定する場合において、又は同条第2項の規定により、保有個人情報の提供(既に提供している場合におけ

る提供内容等の変更を含む。以下「外部提供」という。)をしたときは、次に掲げる事項を保有個人情報外部提供記録票(様式第4号)に記録しなければならない。

- (1) 主管課の名称
- (2) 主管課の事務に係る個人情報ファイル簿の登録番号
- (3) 主管課における個人情報ファイルの名称
- (4) 外部提供先
- (5) 外部提供をした保有個人情報の内容
- (6) 外部提供をした根拠
- (7) 外部提供をした理由
- (8) 外部提供の開始年月日
- (9) 外部提供の終了年月日

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。第3項及び第5項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 条例第17条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第5号によるものとする。
- 3 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 6 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会議務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 7 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第10項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1人とする。

9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

10 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第12条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第6号）によるものとする。

(保有個人情報の開示請求等の手続)

第13条 条例第19条、第32条及び第39条に規定する手続は、その必要書類を議会事務局に提出することにより行うものとし、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信することによることはできないものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第14条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が相当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が相当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により

代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 前項に規定する委任状を提出する場合は、様式第7号又は次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。

- (1) 受任者又は代理人の住所又は居所及び氏名
- (2) 委任者又は本人の住所又は居所、氏名及び電話番号
- (3) 委任する事項
- (4) 委任した年月日

5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届出なければならない。

6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示の実施に関し議長が定める事項）

第15条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報についての開示の実施の方法
- (2) 議会事務局における開示の実施を求める場合における開示を実施することができる日、時間及び場所
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報の開示決定等の通知）

第16条 条例第24条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報開示・不開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。ただし条例第23条の規定により開示請求を拒否する場合にあっては、保有個人情報開示請求拒否決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示決定等に係る期限延長の通知）

第17条 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

(保有個人情報の開示決定等に係る期限の特例延長の通知)

第18条 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第11号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書等)

第19条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第13号)により行うものとする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第14号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(電磁的記録についての開示方法)

第20条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 専用機器により再生したものの視聴又は聴取

(3) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第 2 1 条 条例第 2 8 条第 3 項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（様式第 1 6 号）により行うものとする。

2 条例第 2 4 条第 1 項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 2 8 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付部数）

第 2 2 条 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求 1 件につき 1 部とする。

（写しの作成等に要する費用の額等）

第 2 3 条 高松市情報公開条例施行規則（平成 1 3 年高松市規則第 3 号）第 8 条及び別表の規定は、条例第 3 0 条第 2 項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用について準用する。

（訂正請求書）

第 2 4 条 条例第 3 2 条第 1 項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第 1 7 号）によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等の通知）

第 2 5 条 条例第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正・不訂正決定通知書（様式第 1 8 号）により行うものとする。

（保有個人情報の訂正決定等に係る期限延長の通知）

第 2 6 条 条例第 3 5 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 1 9 号）により行うものとする。

（保有個人情報の訂正決定等に係る期限の特例延長の通知）

第 2 7 条 条例第 3 6 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 2 0 号）により行うものとする。

（提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知）

第 2 8 条 条例第 3 7 条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書（様式第 2 1 号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第 2 9 条 条例第 3 9 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 2 2 号）によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等の通知)

第30条 条例第41条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止・不利用停止決定通知書(様式第23号)により行うものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等に係る期限延長の通知)

第31条 条例第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)により行うものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等に係る期限の特例延長の通知)

第32条 条例第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第25号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第33条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第26号)により行うものとする。

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第11条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「高松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年高松市議会規程第1号)の施行後遅滞なく」とする。

(電磁的記録の一部の開示を実施する場合の取扱い)

- 3 第20条の規定による開示の実施は、当分の間、用紙に出力したものによる場合を除き、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。ただし、当該電磁的記録の種別や情報化の進展状況等により、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、この限りでない。

(高松市個人情報保護条例施行規程の廃止)

- 4 高松市個人情報保護条例施行規程（平成11年高松市議会規程第1号）は、廃止する。

(高松市個人情報保護条例施行規程の廃止に伴う経過措置)

- 5 この規程の施行の際現に行われている目的外利用については、第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。ただし、当該目的外利用の内容を変更しようとするときは、この限りでない。
- 6 この規程の施行の際現に行われている目的外利用に係る第9条第3項第9号の規定の適用については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）を当該目的外利用の開始の日とみなす。
- 7 この規程の施行の際現に行われている外部提供に係る第10条第8号の規定の適用については、施行日を当該外部提供の開始の日とみなす。
- 8 この規程の施行の際、高松市個人情報保護条例施行規則（平成11年高松市規則第5号。以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により行われた目的外利用の申請は、第9条第1項の規定により行われたものとみなす。
- 9 この規程の施行の際、旧規則第9条、第12条及び第14条の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、それぞれ第12条、第24条及び第29条の規定により行われたものとみなす。
- 10 旧規則様式第6号、様式第8号及び様式第13号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

主管課 長 殿

利用課 長

保有個人情報目的外利用申請書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第 12 条第 1 項に規定する場合において、及び同条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の目的外利用をしたいので、高松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第 9 条第 1 項の規定により申請します。

個人情報 1 ファイルを利用 する事務の名称	
2 利用目的	
主管課の 3 個人情報 ファイルの名称	
利用したい 4 保有個人情報 の内容	
5 目的外利用を することができる 根拠	<input type="checkbox"/> 条例第 12 条第 1 項に規定する場合 （法令の条項： ） <input type="checkbox"/> 条例第 12 条第 2 項第__号 （相当な理由又は特別な理由： ）
6 利用課での 記録形態	<input type="checkbox"/> 文書等 （ ） <input type="checkbox"/> 電磁的記録 （ ）
7 目的外利用の 開始年月日	年 月 日（予定）
8 目的外利用の 終了年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日（予定） <input type="checkbox"/> 未定
9 担当者等	電話（ - ）

年 月 日

利用課 長 殿

主管課 長

保有個人情報目的外利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の目的外利用については、次のとおり決定したので、高松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第9条第2項の規定により通知します。

1 決定内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可
2 主管課の個人情報ファイルの名称	
3 利用する保有個人情報の内容	
4 利用の条件又は不可の理由	
5 備考	

様式第3号（第9条関係）

保有個人情報目的外利用記録票

年 月 日

1	利 用 課		2	個人情報ファイル簿の登録番号	
3	利用課における個人情報の利用目的				
4	主 管 課		5	個人情報ファイル簿の登録番号	
6	主管課の個人情報ファイルの名称				
7	目的外利用をした保有個人情報の内容				
8	目的外利用をした根拠	高松市議会の個人情報の保護に関する条例 <input type="checkbox"/> 条例第12条第1項に規定する場合 （法令の条項： ） <input type="checkbox"/> 条例第12条第2項第__号 （相当な理由又は特別な理由： ）			
9	目的外利用の開始年月日	年 月 日			
10	目的外利用の終了年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日（予定） <input type="checkbox"/> 未 定			
11	備 考				

様式第5号（第11条関係） （表）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
区分及び 年 月 日	<input type="checkbox"/> 作成 <input type="checkbox"/> 変更	年 月 日	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの登録番号			
利用目的			
記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 個人番号※ <input type="checkbox"/> 識別番号（個人番号※を除く。） <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	経歴、成績等	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	心身	<input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 検診記録 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	財産的状況等	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
記録範囲			
記録情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 本人以外から	
	本人以外から 収集する根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	収 集 先	<input type="checkbox"/> 議会事務局内の他課 <input type="checkbox"/> 本市の機関 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・他の市区町村 <input type="checkbox"/> 他の公共団体・公共的団体 <input type="checkbox"/> 民間企業・民間団体 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(裏)

要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
記録情報の 経常的提供先		
開示等請求を受理する 組織の名称及び所在地	(名称) 高松市議会事務局 (所在地) 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による 特別の手続等	(特別の手続が定められている場合) ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項(法令番号を含む。)	
個人情報ファイルの 種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル(条例第2条第1項第1号) 上記ファイルと同内容の手作業ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業処理ファイル(条例第2条第1項第2号)	
備考		

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

年 月 日

(宛先) 高松市議会議長

請求者 住所
(居所)
氏名
電話番号

保有個人情報開示請求書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、保有個人情報の開示を次のとおり請求します。

請求内容	1 保有個人情報の区分等	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
		住所	(本人の場合は記入不要)
		氏名	(本人の場合は記入不要)
	2 開示を請求する保有個人情報の内容	(行政文書の特定に必要ですので、できるだけ具体的に記入してください。) 	
	3 開示の方法	<input type="checkbox"/> 写しの閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付	
	4 開示の希望日	年 月 日 () ※請求内容により御希望に添えない場合があります。	
5 写しの郵送希望	(3で「写しの交付」又は「電磁的記録を複写したものの交付」を選択した場合に記入してください。) <input type="checkbox"/> 有(※本人限定受取郵便によるため別途料金必要) <input type="checkbox"/> 無		

※以下は議会事務局において記入

請求者の確認	本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 (原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状(原本提出) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの(写しの提出)
備考		

委 任 状

(代理人) 受任者	住 所 (居 所)	
	氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 (本人)	住 所 (居 所)		登録している印鑑 (実印を押印)
	氏 名		
	電 話 番 号	— —	
委 任 する 事 項	<input type="checkbox"/> 個人情報の開示請求を行う権限 <input type="checkbox"/> 個人情報の訂正請求を行う権限 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用停止請求を行う権限 <input type="checkbox"/> その他 ()		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注) 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（当該請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）原本の提示又は提出をしてください。

ただし、委任者が印鑑登録を行っていない場合に限り、委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に1点しか発行されない書類の写しを添付してください。

様

高松市議会議長

開 示
保有個人情報 決定通知書
不開示

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 請求のあった保有個人情報の内容	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する。 <input type="checkbox"/> 一部開示する。 <input type="checkbox"/> 開示しない。
3 開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 議会事務局における開示 (日時) 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 当日、本人又は法定代理人等であることを証明する書類及びこの決定通知書を持参してください。
	<input type="checkbox"/> 写しの送付による (準備に要する日数: 日、送付に要する費用: 円)
4 開示しない部分とその理由	(開示しない部分) (理由) 高松市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当
5 開示する保有個人情報の利用目的	
6 主管課名	電話 (— /担当:)

注1 指定された開示の日時で御都合が悪い場合は、あらかじめ御連絡ください。

2 開示又は一部開示の旨の決定がなされた場合であっても、第三者からの審査請求があったときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により開示が停止される場合がありますので御了承ください。

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市議会議長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市議会議長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号

年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報開示請求拒否決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第23条の規定により、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定したので、通知します。

開示請求のあった 1 保有個人情報 の 内 容	
保有個人情報の 2 存否を明らかに し ない 理 由	
3 主 管 課 名	電話（ — /担当： ）
4 備 考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市議会議長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので同項後段の規定により通知します。

1 開示請求のあった 保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
3 延長後の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
4 延長の理由	
5 主管課名	電話 (— /担当:)
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、同項後段の規定により通知します。

1	開示請求のあった保有個人情報の内容	
2	当初の決定期間の満了日	年 月 日 ()
3	保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間の満了日	年 月 日 ()
4	条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
5	残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
6	主管課名	電話 (— /担当:)
7	備考	

様

高松市議会議長

保有個人情報の開示に係る意見照会書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該開示請求に係る保有個人情報を開示決定することについて御意見があれば、次の期限までに別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

1 開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
2 開示請求の年月日	年 月 日 ()
3 開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている あなたに関する情報 の 内 容	
4 意見書の提出期限	年 月 日 ()
5 意見書の提出先 (主 管 課 名)	電話 (— /担当:)
6 備 考	

注

- 1 別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 上記提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報の開示に係る意見照会書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第19第1項の規定による開示請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該開示請求に係る保有個人情報を開示決定することについて御意見があれば、次の期限までに、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求の年月日	年 月 日 ()
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
4 条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第27条第2項第 号に該当 (適用の理由)
5 意見書の提出期限	年 月 日 ()
6 意見書の提出先 (主 管 課 名)	電話 (— /担当:)
7 備 考	

注

- 1 別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 上記提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

年 月 日

(宛先) 高松市議会議長

住所

(居所)

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所等の
所在地並びに名称及び代表者の氏名等〕

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 個人情報の内容	
2 開示に関しての 御意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障 (不利益) がある部分</p> <p>(2) 支障 (不利益) の具体的理由</p>

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することに決定したので、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項後段の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたの情報の内容	
3 開示を実施する日	年 月 日（ ）
4 開示を決定した日	年 月 日（ ）
5 開示をすることとした理由	
6 主 管 課 名	電話（ — /担当： ）
7 備 考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市議会議長に対して審査請求をすることができます（開示の実施を停止させるためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。）。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

(宛先) 高松市議会議長

申出者 住 所
(居所)
氏 名
電話番号

開示の実施方法等申出書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の文書番号及び年月日等	文書番号	
	年月日	
2 開示を請求する保有個人情報の内容		
3 開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 ()	
4 開示の実施を希望する日	年 月 日 ()	
5 写しの郵送希望の有 無	<input type="checkbox"/> 有(※本人限定受取郵便によるため別途料金必要) <input type="checkbox"/> 無	

年 月 日

(宛先) 高松市議会議長

請求者 住 所
(居所)
氏 名
電話番号

保有個人情報訂正請求書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

請求内容	1 保有個人情報の区分等	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
		住 所	(本人の場合は記入不要)
		氏 名	(本人の場合は記入不要)
	2 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
	3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号及び年月日： 開示を受けた保有個人情報の内容：	
4 訂正を求める趣旨及び理由	趣 旨	<input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 追 加 <input type="checkbox"/> 削 除	
	理 由		

※以下は議会事務局において記入

請求者の確認	本 人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 (原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状(原本提出) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの(写しの提出)
備 考		

様

高松市議会議長

訂 正
保有個人情報 決定通知書
不訂正

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求の趣旨	
3 決 定 内 容 及 び 理 由	<input type="checkbox"/> 訂正する。 <input type="checkbox"/> 一部訂正する。 (訂正の内容) (訂正の理由) <input type="checkbox"/> 訂正しない。 (訂正しない理由)
4 主 管 課 名	電話 (— /担当:)
5 備 考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市議会会長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので同項後段の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日 ()
3 延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
4 延長の理由	
5 主管課名	電話 (— /担当:)
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、同項後段の規定により通知します。

1 訂正請求のあった保有 個人情報の 内容	
2 当初の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
3 条例第36条第1項の 規定（訂正決定等の期 限の特例）を適用する 理由	
4 訂正決定等をする 期 限	年 月 日 ()
5 主 管 課 名	電話 (— /担当:)
6 備 考	

高 第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

高松市議会議長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

年 月 日付け 第 号により提供をしている保有個人情報について、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施したので、同条例第37条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定をするための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 主管課名	電話 (— /担当:)
6 備考	

年 月 日

(宛先) 高松市議会議長

請求者 住 所
(居所)
氏 名
電話番号

保有個人情報利用停止請求書

高松市議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

請求内容	1 保有個人情報の区分等	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
		住 所	(本人の場合は記入不要)
		氏 名	(本人の場合は記入不要)
	2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
	3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号及び年月日： 開示を受けた保有個人情報の内容：	
4 利用停止を求める趣旨及び理由	趣 旨	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
	理 由	条例第38条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号に該当 (条例第 条第 項の規定に違反) <input type="checkbox"/> 第2号に該当 (条例第 条第 項の規定に違反)	

※以下は議会事務局において記入

請求者の確認	本 人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 (原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状(原本提出) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの(写しの提出)
備 考		

様

高松市議会議長

利用停止
保有個人情報 決定通知書
不利用停止

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨	
3 決定内容及び理由	<input type="checkbox"/> (利用停止・消去・提供の停止) をする (決定の内容) (利用停止決定の理由) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第1号該当 (条例第 条の規定に違反) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第2号該当 (条例第 条の規定に違反) <input type="checkbox"/> 利用停止しない。 (利用停止しない理由)
4 主管課名	電話 (— /担当:)
5 備考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市議会議長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので、同項後段の規定により通知します。

1 利用停止請求のあった 保有個人情報の 内容	
2 当初の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
3 延長後の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
4 延長の理由	
5 主管課名	電話 (— /担当:)
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市議会議長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので、同項後段の規定により通知します。

1 利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
3 条例第43条第1項の 規定(利用停止決定等 の期限の特例)を適用 する理由	
4 利用停止決定等を する期限	年 月 日 ()
5 主管課名	電話 (— /担当:)
6 備考	

様

高松市議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり高松市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、高松市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
3 審 査 請 求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日及び諮問番号	年 月 日 諮問第 号
5 主 管 課 名	電話 (— /担当:)